

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：松之山指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

【旧松之山村】

松之山・新山・兎口棚田、光間棚田、水梨棚田、小谷棚田、大荒戸棚田、
下川手棚田、上川手棚田、湯山棚田、湯本棚田、天水越棚田、天水島棚田、
藤倉棚田

【旧浦田村】

浦田棚田、黒倉棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・ 令和6年までに旧松之山村、旧浦田村における作付面積の現状(390ha)を維持する。
- ・ 令和3年までに黒倉棚田の耕作放棄地8.5haの内40aを蕎麦畑として再生する。

② 担い手の確保

- ・ 令和6年までに地域おこし協力隊の制度を活用し上川手棚田、黒倉棚田、浦田棚田の保全に取り組む新規就農者を1人以上確保する。
- ・ 令和6年までに天水島(「留守原」)棚田の保全に取り組む人数を1人から10人に増加する。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・ 令和6年までに浦田棚田において、中核農家への農地集積率を53%から65%に増加させる。
- ・ 令和4年までに松之山・新山・兎口棚田、下川手棚田で作業受託組合を2組織、令和6年までに浦田棚田で作業受託組合を1組織立ち上げる。
- ・ 令和5年までに地域内の棚田の法面等に防草シートを2ha設置する。
- ・ 令和6年までに浦田棚田において、ドローン・ラジコン式草刈り機等を導入しスマート農業化を目指す。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・ 令和5年までに農業収入増加のため、黒倉棚田米のブランド化を図り、販売量を0kgから500kgにし、SNS上のマーケット及びオンラインショップで販売・PR

する。

- ・令和5年までに黒倉棚田米の独自販売ルートを開拓する。

② 自然環境の保全・活用

- ・令和4年までに、松之山・新山・兎口棚田で環境保全型の農業（堆肥の施用）参加者を3名から6名に増加する。
- ・令和4年までに湯本棚田、天水越棚田、天水島棚田における獣被害面積を30aから10aに減少させる。

③ 良好な景観の形成

- ・令和6年までに天水越棚田に桜20本、アジサイ50本を植樹し、大荒戸棚田において桜20本を植樹する。

④ 伝統文化の継承

- ・令和5年までに旧松之山村、旧浦田村の棚田において、越後田舎体験事業の継続を目的として、農村文化・技術を伝えるインストラクターを新たに3名確保する。

⑤ 集落機能の強化

- ・令和3年までに三省地区（水梨棚田、小谷棚田、大荒戸棚田）の3集落協定、松里地区（天水越棚田、天水島棚田、藤倉棚田）の3集落協定をそれぞれ広域化する。
- ・令和6年度までに浦田棚田において、相互扶助を目的とした除雪作業受託組織を1組織立ち上げる。
- ・令和6年度までに黒倉棚田において、冬期生活の安心安全を確保するために、集落内の除雪組織の従事者を4人から6人以上に増加させる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・旧松之山村、旧浦田村の棚田を活用した越後田舎体験事業における延べ体験者数2000人／年を維持する。
- ・令和6年までに上川手棚田、黒倉棚田、浦田棚田において地域おこし協力隊員の導入により移住者を1人以上確保する。
- ・令和5年まで、下川手棚田・浦田棚田において新潟大学・東京農業大学と棚田農業体験を通じた交流を継続する。
- ・令和3年度までに黒倉棚田地区において空き家1軒を再生し活用する。
- ・令和3年までに天水島（「留守原」）棚田において、都市住民及び商工会々員が協力して草刈りを行い関係人口10人の創出を図る。

② 棚田を観光資源とした地域振興

- ・令和6年までに、松之山・新山・兎口棚田及び天水島棚田の周辺に展望台・休憩所を整備し、観光客の増加を図る。
- ・旧松之山村、旧浦田村の棚田を活用した大地の芸術祭との連携イベントを行う。
- ・宿泊施設「醸す森」と連携し、黒倉棚田地区における農業体験ツアーを1回／年以上企画する。
- ・令和6年までに、上川手棚田を活用した山菜園の拡充を図り、来園者の増加を図る。

る。

- ・浦田棚田において、交流宿泊施設『花立（はんとて）』の活用を促進させるため、年平均1回以上のイベントを実施する。

③ 棚田米を活用した6次産業化の推進

- ・令和6年まで下川手棚田米を原料とした日本酒の製造（250リットル）販売を行う。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

1) 棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・旧松之山村、旧浦田村の作付面積の現状（390ha）を維持する。
- ・令和3年までに黒倉棚田において耕作放棄地8.5haの内40aを蕎麦畑として再生する。

② 担い手の確保

- ・地域おこし協力隊制度を活用しながら、上川手棚田、黒倉棚田、浦田棚田の保全に取り組む担い手を1人以上確保し、その人たちに対し営農指導や販売支援を行う。
- ・地域の多様な観光関係者の協力を得て、天水島（「留守原」）棚田の保全に取り組む体制を整備する。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・浦田棚田において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約し、永続的な営農体制を整備する。
- ・松之山・新山・兎口棚田、下川手棚田において令和4年までに作業受託組合を2組織立ち上げる。
- ・天水島棚田、天水越棚田、藤倉棚田の急傾斜農用地法面等に防草シートを2ha設置し、農作業の軽減化を図る。
- ・浦田棚田地区において、令和6年までに作業受託組合を1組織立ち上げる。
- ・浦田棚田において、農業者の高齢化対応及び作業効率改善を目的にドローン・ラジコン式草刈り機等を導入し、スマート農業化による地区農業の維持を図る。

2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給促進

- ・農業者の所得向上と交流人口増加のための地域PRを目的として、黒倉棚田米のブランド化対策に取り組む。

② 自然環境の保全・活用

- ・松之山・新山・兎口棚田において畦畔の刈り草を堆肥化し、環境保全型の農業の参加者を3名から6名に増やす。
 - ・天水越棚田、天水島棚田において侵入防止電機柵を設置し、獣（猪）被害を減少させる。
- ③ 良好な景観の形成
- ・地域住民の手により、天水越棚田周辺及び大荒戸棚田周辺に桜・アジサイを植樹し棚田の良好な景観形成を図る。
- ④ 伝統文化の継承
- ・都市住民（特に学生）を対象とした越後田舎体験事業におけるインストラクター確保を通し、松之山地域内において伝統文化・技術の継承を行う。
- ⑤ 集落機能の強化
- ・三省地区（水梨棚田、小谷棚田、大荒戸棚田）における3集落協定及び松里地区（天水越棚田、天水島棚田、藤倉棚田）3集落協定を広域化し、農業者の高齢化に対応した農地・農業用施設の維持管理強化並びに営農体制の強化を図る。
 - ・高齢化が著しい浦田棚田において、冬期間の住民の生活を守るため、個人住宅等の除雪を支援する地区住民による相互扶助組織を立ちあげる。
 - ・黒倉棚田において、冬期生活の安心安全を確保するために、集落内の除雪組織の従事者を4人から6人以上に増加させる。

3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ① 棚田における都市交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
- ・地域内棚田において、越後田舎体験推進協議会と地域内農業者により行われる越後田舎体験事業を継続し、参加者を維持する。
 - ・黒倉棚田、上川手棚田の保全に係る農業後継者を目的とした地域おこし協力隊員の導入により移住者を確保する。
 - ・下川手棚田、浦田棚田において、それぞれの地区が新潟大学・東京農業大学と農業体験を通じた交流を継続する。
 - ・令和3年度までに黒倉集落内の空き家1軒を再生・活用する。
 - ・天水島（「留守原」）の棚田において、毎年都市住民及び商工会々員が協力して草刈りを行い関係人口の創出を図る。
- ② 棚田を観光資源とした地域振興
- ・松之山・新山・兎口棚田及び天水島棚田を見渡せる場所に展望台・休憩所・案内看板を整備し、観光客の受入れ態勢を図る。
 - ・上川手棚田を活用した山菜園の拡充を図り、来園者の増加を図る。
 - ・令和3・6年において、地域内の棚田を活用した大地の芸術祭と連携したイベントを行い、観光客の増加を図る。
 - ・令和3年度から宿泊施設「醸す森」と連携し、黒倉棚田に関連したツアーを企画する。
 - ・浦田棚田地区内の交流・宿泊施設『花立』の活用を促進させるため、この施設に関連した交流・体験イベントを行う。
- ③ 棚田米を活用した6次産業化の推進

- ・ 下川手棚田米を原料とした日本酒の製造販売（250ℓ）を維持する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記 I に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

松之山棚田地域振興協議会は十日町市、農業者、農業者団体、地域住民、NPO 法人、商業・観光業・建設業関係団体、一般住民団体で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項